

第 21 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 2 年 9 月 18 日（金） 9：50～10：05
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、藤井警察本部警備部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、四日市市危機管理室長補佐、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第 21 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項 1 「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」、事項 2 「モニタリング指標について」説明をお願いします。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（中尾医療保健部副部長）資料 1 に沿って説明

- ・県内の発生状況等とモニタリング指標について説明する。資料 1 下段の県内の発生状況について、昨日 9 月 17 日時点でのべ 467 人となっている。8 月中下旬から新規感染者の発生は低減傾向であり、8 月 31 日に緊急警戒宣言を解除し、9 月上旬以降については、クラスター発生による一定の増はあるものの低減傾向が継続している。
- ・次ページ、同じく県内の発生状況だが、人口 10 万人あたりの新規感染者数は、緊急警戒宣言を解除した後、クラスターの発生時を除き、2.5 人を下回っているという状況にある。
- ・その下が PCR 検査件数で、検査数 11,434 件で、陽性率は 4.1%。8 月 3 日から 9 日はクラスターの発生もあって 1,784 件と突出した検査件数となっているが、直近は比較的低い件数となっている。
- ・次ページ、県内患者の年齢別発生状況だが、7 月は 10 代～20 代が半数以上、

8月は家族内感染の拡大により各年代で感染、9月は60代以上が増加しており、これはクラスターの影響である。

- その下、感染経路に関する状況だが、県内の感染者の割合は月ごとに増加している。県内での感染由来については7～8月は家族からの感染が主だが、9月はクラスターの影響で医療機関での感染割合が急増している。
- 次ページ、クラスター発生への対応だが、クラスター1つ目が8月の末、特別養護老人ホームで発生したクラスターであり、施設入所者を中心に感染が拡大した。昨日現在で感染者数は20名であり、県のクラスター対策グループを派遣した。2つ目が県内医療機関で発生したクラスターであり、入院患者を中心に感染が拡大し、昨日現在で63名が感染した。これについては国クラスター対策班の派遣と現地対策本部を設置した。具体的な対応は点線枠内のとおり。①入院調整と患者搬送。②接触者調査、これは接触者のPCR検査。③施設内消毒と感染管理、これは県内医療機関に感染管理認定看護師の派遣を要請するとともに現地でのゾーニング、消毒等の感染防止策を指導しております。⑤施設の運営支援、関係団体に対し協力を要請し運営を継続したところで。このような具体的な対応を行った。

議題2 モニタリング指標について

- 続いてモニタリング指標について、次ページをご確認いただきたい。現況について、県指標は9月17日までの5日間だが、新規感染事例数は下回っているが、新規感染者数は同水準、入院患者数は水準を上回っている。国の分科会から提言された目安となる指標については、ステージⅢの指標と比較して、三重県の数値は全て下回っているという状況にある。
- 下段、モニタリング指標について、7月にモニタリング指標の水準を上回ったことから特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施中であり、解除についても開始時と同じモニタリング指標を活用することが適当であると考えている。また、今後、軽症者・無症状者は自宅療養、宿泊療養が主体となるなど政策転換が行われることが確実であり、現状においてモニタリング指標の見直しはせず、今後の法令・通知改正等を踏まえた上で、新たなモニタリング指標を検討することとする。ただし、医療提供体制は強化されており、指標設定当時よりも医療負荷となる水準は緩和されている状況であることから、今回の協力要請解除についてはモニタリング指標の考え方は保ちながら、主に医療負荷の観点から設定している指標、新規感染者数と入院患者数については、設定当時と現在の医療提供体制の差を考慮し、置き換えた目安を設定することとする。具体的には、新規感染者数については、新規感染者はまず入院していただくことから、確保病床数が設定当時の約2倍の提供体制となっているこ

とを考慮し10人から20人へ。入院患者数は、現在、軽症者・無症状者は宿泊療養施設に短時間で移行可能なことから、確保病床数に宿泊病床数を加えて比較し、設定当時の約2.5倍となっていることから、20人から50人。これを解除の目安とする。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.5」 について

(服部危機管理統括監)

- ・事項3「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.5」
について説明をお願いします。

(清水防災対策部副部長) 資料2に沿って説明

- ・事項3について、資料2、1ページの「はじめに」をご覧ください。本県では感染拡大を徹底するため、8月3日に緊急警戒宣言を発出して8月の期間の取組を強化し、その結果、感染者数に減少傾向がみられたことから、8月末に警戒宣言を解除し、引き続き指針ver.4において取組をお願いしている。1ページの3段落目にあるように、先般、国から、徹底した感染防止対策のもとで安全なイベントを開催する目安が示されたことを踏まえ、指針ver.4を改定し、新たなイベント開催の目安、先ほどの事項の中で説明のあった、現在の医療提供体制等を踏まえた特措法による要請の解除に向けた目安、これを指針ver.5としてお示しさせていただくものである。
- ・1ページの一番下をご覧ください。このver.5については、12月以降のイベント開催の取り扱いについて改めて国から示されることを踏まえ、11月30日までとするが、県内外の感染状況や国の方針、特措法による要請の解除の目安などを見据えながら、その内容については、時期を逸することなく見直していくことを考えている。
- ・現在、新規感染者は、減少傾向にあるものの、連日発生している状況にある。また、明日から4連休を迎える。こうしたことから、感染防止対策を引き続き徹底していただくため、3ページから5ページにある、県民の皆様、県外の皆様、事業者の皆様へのさまざまなお願いについては変更せず、引き続き取組をお願いしている。
- ・6ページ、「4イベントにおける感染防止対策」についてであるが、先ほど申し上げたとおり、イベントの開催制限等の適用期間は明日から11月30日ま

でとする。中ほどの(2)①イベント開催の目安の表をご覧いただきたい。「ア 人数状況」については、収容人数が 10,000 人を超える場合は、その 50%、10,000 人以下の場合は 5,000 人までとなる。「イ 収容率」については、大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントについては 100%以内、逆に大声での歓声・声援等が想定されるイベントは 50%以内となる。この開催規模については、ア、イのいずれか小さい方を限度とする。ただし、人数上限については、表の下の丸印のところであるが、イベント主催者及び施設管理者の双方が、後ろの 10 ページに添付している「別紙 1 『リスクを軽減するための措置』」、11 ページの「別紙 2 『感染防止のチェックリスト』」、こうした取組が記載された業種ごとのガイドラインに則った対策を行い、さらにその取組が公表されていることが前提となる。こうした業種ごとのガイドラインがない場合は、これらの取組を記載したガイドラインを作成のうえ、公表いただき、上記人数を上限としていただくようお願いする。

- ・「イ 収容率」の目安についても、大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントについては、別紙 1、2 の取組が徹底されていること前提として、収容定員の 100%が上限となる。大声での歓声・声援等が想定されるイベントについては、別紙 1、2 のうち、大声に関する部分があることから、こうした部分を除いて、感染防止対策が徹底されていることを前提として、収容率の 50%が上限となる。
- ・ 7 ページをご覧いただきたい。さらに少し細かい条件であるが、固定席がある場合は、座席を前後左右の 1 席は空けることとし、グループで参加している場合は、少なくともそのグループごとで 1 席空けていただくようお願いする。このため、結果として、大声や歓声が想定されるものであっても 50%を超えることもあり得る。こうした大声での歓声・声援の有無の具体的なイベント例については 12 ページに「別紙 3 『各種イベント例』」として添付しているのでご確認をお願いしたい。
- ・ なお、今説明したこれらについては、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数は 5,000 人以下、かつ屋内では収容率 50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔がとれる人数を上限とする。
- ・ 9 ページの「6 モニタリング指標について」は、先ほど説明があったように、「なお」書き以降に、指標の設定当時より医療提供体制が強化されているので、その設定当時の考え方は保ちながら、主に医療負荷の観点から設定している指標について、医療提供体制の差を考慮し置き換えた目安により解除を検討することを追記している。あわせて、表の中に、要請解除の目安の数字を記載している。説明は以上。

(服部危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

議題4 その他

(服部危機管理統括監)

- ・各部局から報告等あればお願いしたい。

(加太医療保健部長)

- ・8月25日から運用開始した、県公式LINEアカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」について、9月17日10時現在時点での利用実績を報告する。
- ・まず、県民の方など、利用者の皆様のご利用状況について。ご利用人数、これは県公式LINEアカウントで「安心みえるLINE」を活用していただいている方の数だが、1,911人となっている。なお、三重県公式LINEアカウント「三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート」の友だち登録者数は約10万2千人。また、QRコードを読み込んでいただいた回数は2,894回となった。
- ・次に、ご登録いただいている事業者の皆様のご登録の状況について。施設・店舗・イベント等の申請件数、こちらはQRコードの累計発行部数だが、1,353件となっている。また、1事業者様が複数発行されている場合もあることから、その重複を除いた場合の事業者数については、739事業者となっている。
- ・「安心みえるLINE」につきましては、事業者様がご登録いただく際に、本システムを活用した感染防止対策にご協力いただいている事業者様等として公表させていただくことをご了解いただいている。施設・店舗・イベント名等について取りまとめたため、今後県のホームページ上で公表し、定期的に更新していくことで、事業者の皆様が自主的に取り組む感染防止対策を、引き続き応援していきたいと考えている。

(島上雇用経済部長)

- ・三重県版「Go To Eat キャンペーン」については、国が各都道府県の民間事務局へ委託して事業を実施するものであるが、9月15日から、全国に先駆けて県内の加盟飲食店の募集が始まった。加盟する飲食店には、国が定める感染防止対策にしっかりと取り組んでいただき、チェックリスト等を掲示していただく。
- ・消費者の食事券購入申し込みは、9月25日から始まり、利用開始は10月20日からとなる。

議題5 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・新規感染者数は減少傾向にあり、今回示した県モニタリング指標の考え方においても、もう一息というところまで来た。しかしながら、ここで気を緩めるわけにはいかず、引き続き感染防止対策をお願いすることから、各部局においては「三重県指針」ver. 5について、丁寧に確実に県民・事業者の皆様に対し周知すること。

また、対策の実施に当たっては、市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。

- ・新規感染者数は減少傾向にあるとはいえ連日発生しており、医療機関、福祉施設でのクラスターもまだ収束には至っていない。引き続き感染防止対策に留意しながらクラスターへの的確な対応を継続するとともに、施設の運営維持の支援に努め、利用者、家族や施設従事者の安全・安心を守ること。
- ・明日以降のイベント開催基準の見直しを行った。各部局においては、所管する事業者・団体等に早急に周知するとともに、各課でイベントを実施する際には同日発出の県主催イベントの開催基準をよく理解したうえで開催すること。また、対策本部においては、県民からイベント開催に向けた相談があれば、丁寧に対応すること。
- ・9月15日から「三重 Go To Eat キャンペーン」の加盟店募集が開始され、25日からは食事券の販売が開始される。感染防止と経済活動の両立を図る重要な取組であることから、所管部局においては確実に周知を行い、県内飲食店の支援に取り組むこと。
- ・感染された方、そのご家族や勤務先、クラスターが発生した施設の職員やその利用者、関係者、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別や偏見、いじめを受けたりすることは、絶対にあってはならない。
各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないう呼びかけること。
- ・8月25日から運用を開始した「安心みえるLINE」は、既に1,300件を超える登録をいただいているが、より多くの施設や店舗、イベント等において活用いただくことでさらに効果が発揮される。引き続き、事業者の皆様に対して、ガイドラインの遵守や掲示物などを用いた感染防止対策の徹底と併せ、「安心みえるLINE」への登録、QRコードの掲示について、広く周知し、積極的な活用

をお願いすること。

(服部危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・以上で本部員会議を終了する。